

令和3年2月12日提出

令和3年3月市議会定例会議案

(その1 議案第1号から議案第9号まで)

木更津市

令和3年3月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第2号	令和2年度木更津市一般会計補正予算（第9号）	財務部	別冊
議案第3号	令和2年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市民部	別冊
議案第4号	令和2年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民部	別冊
議案第5号	令和2年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第4号）	福祉部	別冊
議案第6号	令和2年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	経済部	別冊
議案第7号	木更津市きさらづオーガニック給食基金条例の制定について	経済部	1
議案第8号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環境部	3
議案第9号	令和2年度木更津市下水道事業会計補正予算（第2号）	都市整備部	別冊

議案第7号

木更津市きさらづオーガニック給食基金条例の制定について

木更津市きさらづオーガニック給食基金条例を次のように制定する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市きさらづオーガニック給食基金条例

(設置)

第1条 市は、地域の有機農業を推進し、木更津市立小学校及び中学校における学校給食の地産地消の促進及び食育の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、木更津市きさらづオーガニック給食基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、地域の有機農業を推進し、木更津市立小学校及び中学校における学校給食の地産地消の促進及び食育の推進のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の有機農業を推進し、木更津市立小学校及び中学校における学校給食の地産地消の促進及び食育の推進のための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第8号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 和解額 7,655,364円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和解の理由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、側溝土砂には放射性物質が含まれることから、放射性物質濃度の測定及び成分分析費用（令和元年度分217,800円）並びに従前の処分場で処分が出来なくなったことによる従前の処分費との差額（令和元年度分3,287,911円）として、3,505,711円を支出した。
また、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る放射性物質検査機器の購入費（令和元年度分1,458,000円）、同検査に係る職員の人件費（令和元年度分2,669,319円）及び同職員の通信費（令和元年度分22,334円）として、4,149,653円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。